

1 学びの基礎を徹底する

1 「確かな学力」の定着と伸長（指導部）

(1) 「児童・生徒の確かな学力向上を図るための調査」の実施

ア 調査の目的

- (ア) 公立小・中学校における児童・生徒の学力の定着状況を把握及び全都における教育行政施策の立案・実施
- (イ) 区市町村教育委員会による教育課程や指導方法等に関わる自地区の課題・解決策の明確化及び教育行政施策の立案実施
- (ウ) 各学校による教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策の明確化及び、児童・生徒一人一人の学力向上
- (エ) 都民に対する東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況についての理解

イ 調査の内容及び実施学年

- (ア) 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容＜悉皆調査・自校採点＞
 - 小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科
 - 中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科
- (イ) 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容
- (ウ) 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

(2) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」に基づく説明会の開催

都内全小・中学校等の教員及び区市町村教育委員会の指導主事を対象に、学力調査の意図、問題の趣旨や内容、採点のポイント、調査の分析結果、授業改善のポイントについて周知する説明会を開催する。

(3) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果分析から課題を明らかにし、その解決を図るための授業改善のポイントを明示した報告書及び、授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内全区市町村教育委員会及び都内全公立小・中学校等に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

(4) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置し、東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

(5) 都及び国の学力調査の結果に基づく「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

東京都内の全ての公立小・中学校において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に

応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層充実させる。

また、各学校は、児童・生徒や保護者、地域住民、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域・社会が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

(6) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果に基づき、学力に課題のある学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。

(7) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供（メールマガジンの配信）

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、東京都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

(8) 学力向上パートナーシップ事業【新規】

中学校1校とその近隣の小学校2校程度からなる重点地区を指定し、区市教育委員会と連携して、重点教科（国語又は算数・数学）を中心に、基礎的・基本的事項の定着に課題のある児童・生徒への効果的な指導方法の開発に資する調査研究を行う。

(9) 東京ベーシック・ドリルの作成【新規】

「小学校4年生までに身に付けさせる必要がある内容」を習得するための教材を開発するとともに、都内全公立小学校に配布し、その活用を図ることにより、基礎的・基本的事項の徹底を図る。

2 都立高等学校学力向上開拓推進事業（指導部）

全ての都立高校において、入学者選抜学力検査の結果分析等に基づく「学力向上推進プラン」を作成して、学力の向上に向けた指導の工夫をするとともに、各学校で実施する学力調査の結果分析を踏まえて「学力向上推進プラン」を見直すなど、PDCAサイクルによる授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。

(1) 学力向上推進委員の設置

(2) 「学力向上推進プラン全体計画」の作成

(3) 「教科別学力向上推進プラン」の作成

(4) 各校独自の学力調査の実施と分析

(5) 学力調査結果の分析を踏まえた「教科別学力向上推進プラン」の見直し

(6) 都立高校学力向上推進協議会の開催

3 「都立高校学カスタンダード」活用事業（指導部）

(1) 「都立高校学カスタンダード」の作成・改訂

学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行うことにより、生徒の学力の伸長を図るため、「都立高校学カスタンダード」を平成24年度に作成した。今年度は推進校による先行実施を受けて、「都立高校学カスタンダード」の改訂作業を行うとともに、対象学年を拡大して新たな教科・科目の「都立高校学カスタンダード」を作成する。

(2) 学力調査の作成・実施【新規】

自校の学力スタンダードに基づく学習指導による、生徒の学力の定着を客観的に把握するための「都立高校学力スタンダード学力調査」（仮称）を実施する。調査結果に基づき、目標を達成するまで繰り返し指導することで学力の定着を図るとともに、自校の学習目標の設定や指導体制、指導・評価方法を検証し、改善を図る。

ア 教員で構成する「都立高校学力スタンダード学力調査」作成委員会（仮称）の設置

イ 委託業者と共同で学力調査の企画、検討、問題作成を実施

ウ 「都立高校学力スタンダード」に基づく3段階の問題の作成、目標到達通過率・最低通過率の設定

エ 「学力調査個人票」による、学力調査結果の生徒へのフィードバックとその活用

(3) 「都立高校学力スタンダード」推進校事業の実施

「都立高校学力スタンダード」に基づく学習指導の実践研究を行い、成果を全都立高校に普及するため、推進校事業を実施する。

ア 「都立高校学力スタンダード」に基づく自校の「学力スタンダード」の作成

イ 「学力スタンダード」に基づく組織的な学習指導体制の確立

ウ 「都立高校学力スタンダード学力調査」の通過率を基にした自校の通過率の設定

エ 「都立高校学力スタンダード学力調査」の結果分析とその活用

4 進学指導重点校等における進学対策の推進（都立学校教育部・指導部）

難関国立大学等を目指して学校生活に意欲的に取り組む生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校7校、進学指導特別推進校6校、進学指導推進校13校、中高一貫教育校10校を合わせた36校に対する支援を行う。

(1) 進学指導研究協議会「教科主任部会」

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力の分析方法、学力向上のための指導計画の立案、教科指導法等について学ぶために設置している教科主任部会を5教科でそれぞれで実施する。

(2) 大学入試問題分析集の作成

難関国立大学2次試験及び難関私立大学の入試問題の分析及び解説書を日頃の授業の内容と結び付けて作成し、進学指導、学力向上に役立てる。

(3) 授業力向上セミナーの実施

進学に対応した指導方法について理解を深め、進学指導に特化した授業を実施するための指導技術を学ぶ機会を設ける。

(4) 巡回指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する専務的非常勤教員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を行うことにより、各校の進学指導の事務の効率化を図る。

(5) 外部人材による自主学習支援

進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校、中高一貫教育校を対象に、生徒が志望する難関大学の学生等の外部人材を活用することにより、夜間及び土曜日等における自習室又は自習スペースでの生徒の学習を支援する。

外部人材は、自習室・自習スペースを巡回して生徒の学習状況を把握し、生徒からの質問への対応や学習の補助、個別指導等、必要な支援を行う。また、自習室・自習スペースの環境維持に努める。